

平成 23 年度
志學館大学
自己点検・評価報告書

平成 24 年 6 月
志學館大学

「平成 23 年度志學館大学 自己点検・評価報告書」

平成 24 年 6 月

目 次

はじめに	1
------	---

(基準項目ごとの平成 23 年度における取り組みと今後の課題)

基準 1 使命・目的等	2
--------------------	----------

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

基準 2 学修と教授	4
-------------------	----------

- 2-1 学生の受け入れ
- 2-2 教育課程及び教授方法
- 2-3 学修及び授業の支援
- 2-4 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5 キャリアガイダンス
- 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7 学生サービス
- 2-8 教員の配置・職能開発等
- 2-9 学修環境の整備

基準 3 経営・管理と財務	12
----------------------	-----------

- 3-1 経営の規律と誠実性
- 3-2 理事会の機能
- 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- 3-4 コミュニケーションとガバナンス
- 3-5 業務執行体制の機能性
- 3-6 財務基盤と収支
- 3-7 会計

基準 4 自己点検・評価	18
---------------------	-----------

- 4-1 自己点検・評価の適切性
- 4-2 自己点検・評価の誠実性
- 4-3 自己点検・評価の有効性

基準 5 社会貢献（「個性・特色に基づく大学独自の基準」）	20
--------------------------------------	-----------

- 5-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供し、地域社会に貢献する努力がなされているか。

平成23年度志學館大学自己点検・評価報告書

平成24年6月13日

〈はじめに〉

本報告書は、平成23年度における志學館大学の自己点検・評価結果を報告するものである。本学においては平成19年度以来、日本高等教育評価機構の大学評価基準に依拠して自己点検・評価を行っており、平成22年度については、平成24年度から適用予定の新しい基準（案）に沿って点検・評価を行い、『平成22年度志學館大学自己点検・評価報告書（平成23年5月31日）』として公表した。その報告書では、基準項目ごとに【事実の説明及び自己評価】が記述され、さまざまな【改善・向上方策（将来計画）】が指摘・提言されるとともに、基準ごとに【自己評価】が述べられている。

これまで本学では、毎年行う自己点検・評価の結果を踏まえて、教育研究活動等の充実発展に努めてきたところであるが、今回は前回の自己点検・評価報告書に示された改善・向上方策についての取り組みに焦点を絞って自己点検・評価を行うこととした。これは《本学において自己点検・評価の結果がどのように活用されているのか》という問題意識を重視したものである。

そこで本報告書では、平成22年度自己点検・評価報告書に示された改善・向上方策について、平成23年度におけるそれぞれの取り組み状況を報告することとした。その際、原則として改善・向上方策に関する取り組み状況を客観的に確認することに主眼を置くが、本学の教育研究水準の向上に資するという自己点検・評価の目的を踏まえ、必要な評価も加えている。

したがって本報告書の内容は、基準項目ごとに【平成22年度自己点検・評価報告書における改善・向上方策（将来計画）】（注1）と、それに対応する【平成23年度における改善・向上方策への取り組みと今後の課題】（注2）で構成されており、そのため例年の自己点検・評価報告書とは異なる記述様式になっている。

（注1） 本文中の【改善・向上方策（将来計画）】とは、『平成22年度志學館大学自己点検・評価報告書』における改善・向上方策（将来計画）を基準項目ごとに整理したものである。

（注2） 本文中の【平成23年度における取り組みと今後の課題】とは、上記の改善・向上方策に関する平成23年度の取り組み等を述べたものである（平成24年5月1日現在）。

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

【改善・向上方策（将来計画）】

特になし

1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

【改善・向上方策（将来計画）】

キャンパス移転に伴い、本学の立地環境が変化したため、地域との連携について新たな構想が必要となる。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

本学は、「地域貢献」を教育目的の一つに掲げている（「社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える。」）。平成 23 年 4 月のキャンパス移転後も、そのような「地域貢献」を教育目的とすることに変更はなく、またそれは適切であると認められる。しかしながら、連携の対象となる地域に変化が生じたため、具体的な地域との連携のあり方について見直しを行う必要性が生じている。

たとえば、従来は主として霧島市との連携に傾注してきたが、今後は鹿児島市、とりわけ本学の所在地である紫原地区との交流・連携も視野に入れなければならない。また、本学の個性と結びついた特色ある地域貢献の在り方についても、立地環境の変化を加味した検討が求められる。

そういった見直し作業の統括的な担当部署は、「地域交流推進会議」であるが、まずは年間を通じて移転後の状況を見極める必要があるため、平成 23 年度においては同会議の開催は見送った。なお、地域連携の見直しに関する取り組みの一部については、本報告書の「基準 5（社会貢献）」で言及する。

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

【改善・向上方策（将来計画）】

基本方針等の見直しが必要になった場合の決定主体及び決定手続きについて、法人又は学内のしかるべき部署で再確認し、教授会等において教職員に周知する。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

『平成 22 年度自己点検・評価報告書』（p.3）でも言及されているように、本学の基本方針等は、「公理」のような原則から演繹的に導き出されて体系的に構築されたものというよりも、むしろ現実に実践されている事項を帰納的に組み合わせ整序・明文化したものである。それは、「時代に即応する」という学園創設以来堅持してきた伝統の反映であるとも言えよう。そのため基本方針等の有効性については、常に注意を払う必要性があり、見

直しを行う主体及び最終決定に至る手続きを明確にしておくことが望ましい。

平成 23 年度中には、決定手続きについて成案を得るには至らなかったが、「基本方針等
の見直しが必要となった場合は運営会議で検討することとする。ただし、その方針の見直
しが経営の問題と深く関係する場合は本部と折衝し、見直し案を決定する」という方針を
平成 24 年度 4 月の運営会議で決定した。また見直しが行われた場合は、決定後速やかに
教職員に周知される。

基準 2. 学修と教授

2-1. 学生の受け入れ

【改善・向上方策（将来計画）】

推薦入試ではアドミッション・ポリシーを重視した面接を行っているが、平成 24 年度入試からはこの面接による点数の比重をさらに重くする。

平成23年度中に改めて平成25年度以降のアドミッション・ポリシー及び入試制度について検討を行う。学生受け入れ数については、学習環境が悪化することのないよう今後とも適切な定員管理に注意を払っていく。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成24年度推薦入試より、面接点を50点に変更（平成23年度入試までは20点）し、指定校推薦、一般推薦とも面接点の比重を重くした。また平成23年度入試までは提示していなかった面接における評価項目を具体的に5項目に定め、面接官2人が各項目5点満点で評価することとした。評価項目5項目とは、志望動機、学習意欲、学校や社会における活動歴、興味・関心をもっていること、動作・言語（態度・話・言葉）である。

アドミッション・ポリシーについては、平成 24 年 2 月及び 3 月に大学改革推進会議の教育改革ワーキング・グループの集中的な検討によって、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとともに統一的な見直しのための作成手段・プロセスが策定され、現在それに従って各学科で 3 ポリシーの見直し・作成を行っている。また、入試制度については問題点が見つかるごとに検討し、23 年度中に一部の改善を行った。

入学者数については、人間関係学部人間文化学科において平成 24 年度も 23 年度に引き続き定員の 1.3 倍を超えており改善されているとは言えない。ただし、人間関係学部全体の入学者数は定員の 1.1 倍に収まっている。法学部においては入学定員を法律学科 70（10 増）、法ビジネス学科 60（10 減）に変更した。両学科において平成 24 年度入学者数に大幅な定員超過はない。

2-2. 教育課程及び教授方法

【改善・向上方策（将来計画）】

大学教育の質を確保しつつ、大学での教養教育の土台としての基礎的学力を確実に修得させるために、平成 23 年度から「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」を実施し、これにより大学・学部・学科の教育目的を踏まえた教育課程に基づく本学の教育の実質的強化を目指す。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成23年度から「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」に取り組んでいる。その内容は、①教養教育の土台となる高校卒業レベルの基礎的教養的知識を確認し修得させるための「Freshman Knowledge テスト（略称FKテスト）」を年4回実施、②FK テストで

確実に成果をあげるための正課科目「総合教養講座」を4クラス開設、③「学問へのステップⅠ・Ⅱ」を除く全共通教育科目で何らかの読書課題の導入、④全学生に早い段階でFKテスト合格を目指させるために、合格困難な学生に対する正課外の「特別教養講座」を平成23年度後期から実施、である。

1年生については、FKテスト受験・読書課題遂行に関して一定の浸透が見られる。また、FKテスト合格を進路支援センター主催の公務員試験対策講座の受講資格にして、公務員志望の学生の採用試験対策学習とFKテストを連結させた結果、一部上級学年の学生が意識的に受験している。しかし、④正課外の「特別教養講座」は、受験者データの整理が追いつかなかったことから平成23年度中には実施できず、平成24年度から「FKテスト直前強化ゼミ」という形での実施に終わっている。

また、FKテストに対する2年生以上の学生の受験の動機付けは全体として弱く、公務員試験志望者以外では、上級学年の学生の受験者は多くない。これらの取り組みの弱さは、「全学生のFKテスト受験・合格」を、必修化（卒業要件化）によるのではなく履修指導により誘導するという制度的位置づけの曖昧さに起因すると考えられる。今後は「2-4. 単位認定、卒業・修了認定等」で述べるディプロマ・ポリシーの見直しの作業と議論の中で、大学の教養教育の基礎としての教養的知識の確認とその証としてのFKテストの位置づけを明確にしていく。

【改善・向上方策（将来計画）】

全学科で「育成する人材」目標とその人材育成のための「学士課程教育で身につけさせる能力」をより明確化し、学科の教育課程の編成方針も、その達成に向け指針性をもった方針となるよう見直す必要がある。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

平成23年度にはディプロマ・ポリシーを軸とした3ポリシーの見直しを行うことを運営会議で決定し、平成24年度には学科を基礎とした見直し作業を全学で取り組むことになっている。【改善・向上方策（将来計画）】はこの作業の中で遂行する（「2-4. 単位認定、卒業・修了認定等」の【平成23年度における取り組みと今後の課題】を参照のこと）。

【改善・向上方策（将来計画）】

①法学部は履修方法を見直し、専門教育科目に配分の単位と共通教育科目の単位を分離することが望ましい。

②法ビジネス学科では、教育課程編成の体系性を確保するために、科目表及び履修方法を見直す必要がある。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

①については、以下のような事実がある。法学部は卒業要件単位を共通教育科目32単位、専門教育科目92単位に配分して、共通教育科目と専門教育科目を区分する教育課程編成の体系としている（履修規程第3条第1項）。ところが同規程「別表第2 専門教育科目表」によると、「関連科目」という区分があり、その中の「自由選択科目」のリストに共

通教育科目も含めている。「関連科目」の単位は、その一部を専門教育科目 92 単位に算入することができる（法律学科 16 単位まで、法ビジネス学科 8 単位まで。ただし、平成 24 年度の 1 年生からは、両学科とも 16 単位まで）。その結果、共通教育科目の単位が、専門教育科目の枠内に取り込まれるという事態が生じることになる。このことは、共通教育科目と専門教育科目の区分という編成方針に矛盾し、科目体系を混乱させているということであった。

平成 23 年度に行った法学部の教育課程の見直しの際、指摘のあった改善向上方策への対応について、法学部教授会では十分な合意が得られず、平成 24 年度に議論を持ち越した。

②については、法律学科・法ビジネス学科ともに学科の教育課程の体系性を明確にするために、他方の学科の科目の修得単位は全て自学科の配分単位にすることができる履修方法であったのを改め、他方の学科の科目を「関連科目」に入れて、その単位を自学科の単位に含めることができる上限を 16 単位とした。

【改善・向上方策（将来計画）】

教育方法の工夫や単位制の実質化のための教室外学修の指示等の取組については、平成 23 年度の新入生から履修登録の上限を大きく引き下げたことにより、学生の「教室外での自由な学習時間」が増加していることに鑑みて、科目担当教員の積極的な取組を促すように教員研修や FD を強化することが望ましい。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 23 年度から「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」の一環として、「学問へのステップ I・II」を除く全共通教育科目について「読書課題」を提示し、科目ごとに教室外での何らかの読書を義務づけ奨励している。また、平成 24 年度のシラバスから、授業の「事前学習」及び「事後学習」の欄を設けて、科目ごとに教室外学修の指示を明示し、学生のより主体的な学習を奨励している。

2-3. 学修及び授業の支援

【改善・向上方策（将来計画）】

平成 23 年度より新入生に対して英語力確認テストに加え国語についても同様のテストを行う。また、こうした学力確認テストの結果やアット・リスク学生の情報などをどう活かしていくかについて、学習支援センターと両学部、保健センター等他機関との連携を深めていく。

平成 23 年度より「皆資格・高資格」を推奨する意味で一部の資格を取得した者に対して報奨金を出す。また、「Freshman Knowledge テスト」(FK テスト) 不合格者のフォローも含めたテスト対策について検討する。

学習支援センターのあり方については引き続き検討していく。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

基礎力確認テストとして4月に新入生に対して国語及び英語のテストを実施した。国語のテストの結果は、指導教員を通じて受験者に通知、今後の修学指導に活用することとした。英語は習熟度別クラス編制に利用するとともに科目指導教員に通知し、授業法改善に資するよう努めた。また、英語に不安や苦手意識、不適応を感じている学生が多いことが判明したため、学習支援センターで平成24年度から「英語リセット道場」を開設し応えることとした。アット・リスク学生情報は、セメスター毎に合同教授会に報告し、情報を共有している。また、平成23年度より配置された修学支援担当の参与を中心として、指導教員、学生相談室及び保健センター等と連携を深めている。

資格取得に対する報奨金については、平成23年度に行政書士試験、宅地建物取引主任者試験にそれぞれ2人の合格者があったので、規程の報奨金を支給した。なお、在学生のうち平成22年度以前に相当資格を取得した者(14人)には平成22年度末に遡及して同様の報奨金を支給した。

FKテスト不合格者のフォローも含めたテスト対策については、共通教育センターで当初計画していたFKテスト合格支援のための正課外「特別教養講座」が未着手であったことも相まって、なかなか合格できない学生の存在を焦点化できず、結果として具体的な対策の検討には至らなかった。

学習支援センターでは平成23年度の鹿児島市内キャンパス移転後、委員が交代で毎日1コマ～2コマ学習支援センター室に待機し学習支援を行ったが、教科に関する支援要望は待っていても来訪者が少ないことが判明した。一方で平成23年度より修学支援担当の参与を配置し、センター室及び事務局内において学生の個別指導を行った。

2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

【改善・向上方策(将来計画)】

①ディプロマ・ポリシーの「卒業認定の要件」と個々の授業科目の「成績評価」との間での不整合について、平成23年度中に検討し、整合性を確保するための見直しをする必要がある。

②学部・学科が明示する「育成する人材像」とカリキュラム・ポリシーや教育課程のつながりが弱い点については、学科のカリキュラム・ポリシーや科目体系を見直し、科目の到達目標や教育方法等を配慮して科目間の連携を組み込むようにする必要がある。

③科目の成績評価と単位認定は当該科目の到達目標に対する学生の到達度の評価であることを踏まえて、授業科目によっては、科目の目標に「学生の自主性や実践力、問題解決能力、コミュニケーション能力の育成」を加え、それに対応するように成績評価基準を設定する等の工夫をする必要がある。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

全学で1本である現行のディプロマ・ポリシーについては、平成22年度自己点検評価で指摘した不整合の存在の他にも、「学士課程教育で身につけさせる能力」の明示とそれを基準にした卒業認定などのように、3ポリシーを大学教育改革と教育の質保証システムの基軸とするという要請に応えることができない限界がある。平成24年2月に運営会議

はこのことを確認し、平成 24 年度中に新しいディプロマ・ポリシーを策定するとともに、ディプロマ・ポリシーを軸とした 3 ポリシーの見直しに取り組むこと、大学改革推進会議教育改革ワーキング・グループが軸となって取り組むことを決定した。

この決定を受けて平成 24 年度は、学科を基礎とした全学的な見直し作業として、学科ごとのディプロマ・ポリシーの策定と全学的な集約、各学科の教育目的と「育成する人材像」を元に学科カリキュラム・ポリシーの見直しや再編成に取り組む。この作業では各学科の「育成する人材」と学科の教育課程によって「学士課程教育で身につけさせる能力」を明確化し、それらと連結するように「教育課程の編成方針」を関連づけることも目標としている。これにより、学科の個別科目が担うべき「身につけさせる能力」やそれに対応した成績評価基準も抽出されてくることになる。

なお平成 23 年度には、中教審「学士課程教育」答申に示された学士力に関する項目を、各授業科目でどの程度取り入れて授業を行っているかという点について、教員対象の調査を実施した。さらにそれらの項目に関してどれだけ力が付いたかという点について、平成 23 年度卒業生に対しアンケート調査を実施した。平成 24 年度は、両調査の結果を分析し、必要な事項については改善を図る予定である。

2-5. キャリアガイダンス

【改善・向上方策（将来計画）】

文部科学省学生支援プログラム「学生の『粘る力・人間力』を向上させる双方向型就職支援の強化」プログラムの成果を今後どう活かしていくかを検討する。その第一歩として、平成 23 年度末に卒業予定者および学内企業ガイダンス参加企業に行った調査結果を分析し、プログラムの評価につなげていく。

平成 23 年度からキャリア形成科目群において一部の科目で科目名称、配当年次を変更し、さらに「キャリア開発演習Ⅰ」「キャリア開発演習Ⅱ」を新たに開設する。

進路支援センターでは、今後も現在の社会的・職業的自立に関する指導のための体制を維持、継続、または必要に応じて見直し、適切に運営していく。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 21～23 年度文部科学省学生支援推進プログラム採択事業「学生の『粘る力・人間力』を向上させる双方向型就職支援の強化」の成果を、平成 24 年 3 月発行の「最終報告書」としてまとめた。卒業生、保護者、在学生を対象とした調査結果も同報告書に掲載してある。また、同事業で実施した公務員試験対策講座や学内企業ガイダンス、模擬面接会などは 24 年度以降も同様に実施し、学生の「粘る力・人間力」の向上に努めていく。

キャリア形成科目に関しては、平成 23 年度から学生にわかりやすい科目名称を意図した科目名称の変更、段階を踏んで積み上げるキャリア教育を意図した配当年次の変更、多様化する学生の就職課題に対応した多様なキャリア教育を意図した新科目「キャリア開発演習Ⅰ」「キャリア開発演習Ⅱ」の設置、人間関係学部の共通教育課程におけるキャリア形成科目群への単位配当などを行った。

進路支援センターでは、毎月 1 回会議を実施し、教員とセンター職員との意見交換により、

必要に応じて体制を見直すとともに、キャリア教育、資格講座の支援、学生への就職支援を積極的に実施していく。

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

【改善・向上方策（将来計画）】

GPA や人間力養成ポイントは導入して日も浅く、学生の教育目的達成状況の現状把握の資料として活用するには至っていない。これについては活用方法についての検討が早急に求められる。

評価結果の改善へのフィードバックについては、平成 22 年前期でフィードバックのコメントを提出した教員数が前期で 12 人、後期 5 人と少なく導入当初より減少していることから、提出の呼びかけを徹底していく必要がある。授業評価や授業見学など本学の FD 活動において、他大学と同様の内容を制度的に実施してきてはいるが、ルーティンとしての参加にとどまり形骸化している面も否定できない。今後はより効果的な教育目的達成の評価手段を検討する必要がある。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

学務委員会では、従来から学業成績優秀者の選考に GPA を活用していたが、平成 24 年度からは、新たに GPA 値の高い学生は履修登録単位数の上限設定を緩和することとし、そのため成績原簿に GPA 値を掲載することとした。

人間力養成ポイント制度は、志學館大学の教育目標の一つである「人間力」を養成するための制度である。具体的には、学業以外の活動、すなわち、学友会活動、サークル活動、学生行事運営・参加活動、教育研究支援活動、大学運営参加活動、学外・地域活動等に対してそれぞれポイントが与えられる。ポイントの獲得は、社会性やコミュニケーション力等を涵養するこれらの活動への参加の程度を示す指標になる。実施状況としては、平成 23 年度の施行状況を踏まえて平成 24 年度より本格実施をし、獲得したポイント数の多い学生に対する学長表彰に向けた検討を行った。あわせて平成 23 年度の活用状況を把握中である。

授業評価手段については、ARCS 動機づけモデルを用いて、学生の学習意欲を高めるための学生の授業評価とその結果に基づいた教員への授業改善提案の仕組みの試行を 4 科目で実施し、効果を検証した。また、平成 24 年度以降に中間アンケートを実施して早期の授業改善を行うための方法を検討した。平成 24 年度に入り、フィードバックのコメント提出方法のみの改善にとどまらず、新しい仕組みによる授業評価方法自体の導入を視野に入れた検討を FD 推進委員会にて始めたところである。

2-7. 学生サービス

【改善・向上方策（将来計画）】

平成 23 年度のキャンパス移転にともなう措置として、キャンパス移転の決定前に入学してきた学生に対し、個別の状況に応じて「移転特別奨学金」を支給する。また、新キャン

パスにおけるさまざまな学生生活について満足度調査を行い、それを学生サービスの将来計画検討の材料にする。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

「移転特別奨学金」については、キャンパス移転決定前に入学し、始良市、霧島市、伊佐市、湧水町、都城市、大隅地区等に居住していた学生で、住居を移転した学生、及び通学費の負担が増加した学生を対象とした。対象となった学生は 166 人で、そのうち住居を移転した学生 44 人に対して計約 250 万円、対象区域から通学する学生 122 人に対し計約 495 万円を支給した。

学生生活実態調査については、平成 23 年 7 月に実施し、学生の生活全般について状況を把握した。新キャンパスの満足度については、47%の学生が「満足」「やや満足」と回答していた一方で、「不満」「やや不満」と回答した学生も 27%いた。

2-8. 教員の配置・職能開発等

【改善・向上方策（将来計画）】

平成 22年度の欠員の対応として、教育目的に適う水準を維持するために、採用を行うことで教育課程の維持に即した措置を講じたことは評価できる。

しかし、法学部法ビジネス学科の設置に関する文部科学省でのヒアリング(履行調査)で共通教育科目における休講措置についての指摘を受け、非常勤や常勤による科目の担当を手当しなければならなかった。このように、志學館大学設立時の教育課程について一部が見直されないままであったことについては反省と検討が必要である。

また、昇任についての教育研究実績の評価を含めた教員評価制度を策定中であるが、管理運営面に加え、教員の多面的な資質向上のための基準が明確になることを望む。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 23 年度中に法ビジネス学科のカリキュラムの検討を行い、定年による教員の退職を機に法ビジネス学科の教育課程におけるビジネス系領域の強化のために、講師 1 名の教員配置（新規採用）を行った。

共通教育の教育課程については、平成 11 年度の法学部設置時の科目体系を維持してきたが、この間、教員の移動に伴う科目担当者の大幅な変更や教員の科目負担の偏りへの対応等により、体系の歪みが生じていた。文部科学省の指摘を受けて、平成 23 年度中に、共通教育センターで現行の教員配置と教育改革方針を踏まえた改正を検討して、新カリキュラムを平成 24 年度より適用した。

「教員評価制度」の導入が、教員の資質向上への刺激策として平成 23 年度中に運営会議所属「教員評価等検討ワーキング・グループ」（平成 24 年 1 月までは「大学改革推進会議第 3 ワーキング・グループ」）によって検討されていたが、同ワーキング・グループは昇任基準作成に尽力していたため、その導入の是非についての結論を得ることができなかった。平成 24 年度も引き続き検討する。

2-9. 学修環境の整備

【改善・向上方策（将来計画）】

平成 23（2011）年度は、学生募集への注力と新キャンパスの移転効果等もあり、入学定員を 70 人超上回ってのスタートとなったが、現時点では大きな混乱もなく学修環境が確保できている。移転して 2 ヶ月ほどを経過したところであり、施設面に関する諸規定などまだ未整備であり、これについては早急な策定が求められる。

学修環境の利用状況については、教室のキャパシティといった物理的な人員の収容に関わる問題としてだけでなく、新キャンパスの使用感や各種設備の整備状況が教育実践や学生の学修面にどのような影響を及ぼすかといった点についても、今年度中に様々な意見や情報を収集しなければならない。

現時点でクラスサイズが大きいと思われる科目については、教育効果の妨げや教授・学習活動における困難性について科目担当教員を対象とした意見聴取も別途必要で、教員各自による工夫に任せるのではなく、大学組織としての情報把握と検討が必要である。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 23 年度中の学園規程及び要領については下表のとおり随時改正し施行しているが、まだ未整備の規程も残されている。

施設面に関する学園諸規程

規 程 名	施行日（最終改正日）
冷暖房機器管理規程	平成 23 年 11 月 1 日
防災管理規程	平成 23 年 11 月 1 日
応急防災対策要領	平成 23 年 11 月 1 日
危機管理マニュアル	平成 24 年 4 月 1 日

平成 24 年度は法人本部と協議しつつ、施設・設備及びメンテナンス計画を立案し、随時実行に移していく。

学修環境の使用状況に関しては、平成 23 年度の入学生が大幅に増えたことから、新キャンパスの整備状況及び使用感について学務委員会が調査・検討した結果、以下のように対応し、平成 24 年度から使用できるようにした。①心理棟の博物館予定室を教室に改造する。②社会調査室を汎用性の高い演習室に変更し、広く様々な授業で使用できるようにする。継続して、学友会役員や女子寮役員から要望等を聞き、随時改善を図っている。

共通教育センターではクラスサイズの大きい授業科目への対応を検討し、教育効果等を考慮して、平成 24 年度から 150 人を超える履修登録のあった授業科目は、抽選を行い 150 人以下とすることとした。語学科目等は、教育効果を考慮して、受講可能人数の上限を設定して、これを超えることが見込まれる際には、クラス数の増設で対応することとした。なお、各学部の専門教育科目については、各学部・学科での判断で個別科目のクラス増設措置を講じているが、統一的なクラスサイズの検討には至っていない。

基準3. 経営・管理と財務

3-1. 経営の規律と誠実性

【改善・向上方策（将来計画）】

経営に関する規則及び組織等は適正に整備され、円滑な管理運営が行われているが、時代の要請に応じて「環境への配慮」等推進すべき課題も残されており、検討が必要。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

すでに平成23年度以前に分別廃棄、使用済み乾電池やインクカートリッジの収集は行われていた。今回のキャンパス移転に伴い、大学の共用部分（廊下、階段、トイレ等）への人感センサー付照明の設置、空調設備を集中管理方式から個別対応可能なセパレート型への変更等を行った。さらにバリアフリーの一環として、エレベーターを新設した。

一方、環境に対する意識の醸成のために、平成23年度に2回「タイダイアップ」として、大学近辺の清掃を職員に加え学生も参加する形で実施した。

【改善・向上方策（将来計画）】

「教育情報の公開」をさらに進めていく。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

義務づけられている公開はすべて行っている。また、平成24年度は他大学の公開状況を参考にし、総受験者数や合格者数等さらなる情報公開を検討する。

3-2. 理事会の機能

【改善・向上方策（将来計画）】

理事の職務分担と理事会の権限委譲を推進する必要がある。そのためにも、理事会を補佐し、その本来の機能が十分発揮できる体制の整備も併せて実施していく。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

当法人の最高意思決定機関である「理事会」は、原則として5月、10月、3月の年3回を定例開催としているが、必要に応じて随時「臨時理事会」を開催している。

平成23年度も定例開催の他に、「臨時理事会」を9月21日、2月29日、3月28日に開催するなど、理事会自体の機動性を確保している。また、「理事会」とほぼ同時期に開催される「評議員会」においては、理事会審議事項について予め理事長の諮問に応え意見を述べるなどその機能を果たしている。さらに、「理事会」における機動的・戦略的意思決定のために、学園内の常勤理事5名で構成する「常務会」を設置し、監事も出席の上で学園及び各設置校の重要事項について速やかな意思決定ができる体制を構築しており、その機能を十分発揮している。なお、理事会機能の分担と権限委譲に関しては、学校法人と教学組織が組織的に連携・機能するよう「管理及び運営に関する規則」を定め、適切に運用され

ている。

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

【改善・向上方策（将来計画）】

平成20年度認証評価での改善向上方策に記された取組み（「新しく整備された組織が十分に機能しているかどうかの検証」及び「さらに改善すべき点の精査」）が結果的に不十分であり、各種委員会等の組織統廃合の再検討も含め、適切に実施していくことが必要。

【平成23年度における取組みと今後の課題】

新しい種類の作業（仕事）が発生するため、新しい委員会等を設置せざるをえず、委員会やプロジェクトの数が再び増えてきている。また、人員数や作業への適性等の点から既成の委員会の変更が難しいのは事実である。運営会議では平成25年度を見据えて組織等の改善について議論している。例えば、生涯学習センターの「生涯学習・地域協働センター（仮称）」への拡大改組、学務系諸委員会の統合による委員会数の削減、などが検討されている。

3-4. コミュニケーションとガバナンス

【改善・向上方策（将来計画）】

合同将来計画会議等で学園設置校との一層の連携強化を推進することが今後の課題である。

【平成23年度における取組みと今後の課題】

平成23年度における本学と学園各設置校との連携には、以下のものがある。

1. 短大・中高等部・幼稚園に在籍する学生・生徒・園児の面接あるいはプレイセラピーと、保護者に対する面接の無料実施。
2. 中高等部後援会の会員向けの講演と施設見学。
3. 短大の教員2名が相談員としてセンターのケースを担当。
4. 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成事業である本学の「発達支援センター」研究プロジェクトにおいて、短大の教員4名(上記とは別)が協力委員になっている。
5. 短大と共催で海外語学研修を行っている。

また「理事長懇談会」で設置校間の連携が必要な場合は連絡をとり、連携を進めている。

【改善・向上方策（将来計画）】

内部監査について、今後監査の実質化を進めるために、業務監査等の実施に向けた検討を予定。

【平成23年度における取組みと今後の課題】

近年の監査は、公認会計士監査・監事監査・内部監査（これらをまとめて、三様監査と

いう)が連携しながら行うことが基本とされている。また、本学園への実地調査(文部科学省学校法人運営調査、大学・短大の第三者評価)の折にも、内部監査の整備充実の必要性について言及があった。

本学園の現行内部監査規程は経理監査を目的としたもので、監査区分や、運営方法に偏りがあったことは否めない。そこで、他学校法人の規程を調査したところ、業務監査と経理監査を統合し、計画、実施、報告、結果までを一体的に定めた規程が一般的であることから、平成23年4月に規程改正に着手し、約1年かけて改正に取り組んだ。その結果、内部監査規程を一部改正し、平成24年4月1日から施行した。

【改善・向上方策(将来計画)】

中期事業計画は、「定員を充足し、皆資格・高資格を目指す教育によって優れた人材を育てる地域共生型大学」を目指して段階的に計画を推進する。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

入学者については、平成23年度に引き続き平成24年度も定員を上回った。「皆資格」については、教育改革によるカリキュラムの見直し及び「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」によって段階的に推進されている。「高資格」については、「報奨制度」の設置や、課外の法学研究会活動等への援助の充実に伴い、各種資格の取得者や法科大学院へ進学者を毎年複数名輩出するなど進展を見せている。「地域共生」については、「人間力養成ポイント制度」や生涯学習センターの「生涯学習・地域協働センター」(仮称)への拡大改組などによって今後推進していく予定である。

3-5. 業務執行体制の機能性

【改善・向上方策(将来計画)】

各業務の効率化と学生へのよりきめ細かな対応を実現するために、学園設置の情報ネットワーク統括室と連携して計画的かつ段階的に、システム導入を検討する必要がある。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

志學館大学情報基盤センターは、学園本部情報ネットワーク統括室と連携をとり、以下の事項(新システムの導入も含む。)について検討を重ねた。①平成24年度における事務系コンピュータのリプレース、②教務システムのバージョンアップ、③図書館システムのリプレース、④入試広報課の新規入試システム、⑤教職員双方を含めたグループウェア、⑥電子掲示板システム、⑦出欠管理システム

検討内容は、要求機能の整理、必要機能の洗い出し、システム運用フローの検討、費用対効果の検討、ネットワーク負荷の検証、予算案(資料)の作成、等である。なお、出欠管理システムについては、予算案は作成せず、平成24年度も運用フロー構築に向けて問題点の整理及び検討を続ける予定である。

【改善・向上方策(将来計画)】

大学内の係替え及び学園全体の人事異動により人材の流動化を図ることが必要である。しかし、大学業務の高度化からある部門の専門的知識・能力を持つ者の育成も必要であり、二律背反する問題の検討も不可欠である。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 23 年度はキャンパス移転初年度であったことから、円滑な業務遂行のために産休・育休者の業務をカバーするための係替え以外に人事異動は行わなかった。一方、職員のスキルアップのためには、外部研修への派遣や OJT による人材育成を積極的に実施した。

平成 24 年 4 月には、2 名の人事異動を実施したが、今後も組織の強化・高度化を図るためにゼネラリストとスペシャリスト両方の養成を考慮しつつ、人材育成に努めることが必要である。

【改善・向上方策（将来計画）】

職員研修について、外部からのクレーム処理、事故や急病等の緊急時の対応要領を含む危機管理等の研修が必要。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

平成 23 年度は、学園統一の危機管理マニュアルを新たに作成整備した。また、急病等の緊急時対応は学生便覧に掲載済みである。平成 24 年度は、クレーム処理等のマニュアルが未整備なので、「志學館学園危機管理マニュアル制定委員会」で随時整備していく。今回新たに作成整備された「志學館大学危機管理マニュアル」は全教職員に配布し、周知を図る予定である。

【改善・向上方策（将来計画）】

各種会議・委員会で議論できる資質を持った事務職員を育成する必要がある。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

大学内における各種会議・委員会への事務職員の参画状況については、運営会議、合同教授会において、課長職が陪席している。大学改革推進会議、人事教授会、自己点検プロジェクト委員会には総務課長及び総務課係長が、人間関係学部教務委員会、法学部教務委員会には学務課長及び学務課職員が、学務委員会には学務課の係長及び主任が、入試管理委員会、入試広報委員会、特待生選考委員会には課長を含め入試広報課全職員が、進路支援センター会議、外部評価委員会（GP）については課長を含め進路支援課全職員が会議に陪席している。

平成 24 年度からは、運営会議、大学改革推進会議等において課長職が陪席から委員となることが承認され、今まで以上の責任ある積極的な発言が期待されている。

【改善・向上方策（将来計画）】

平成 23 年度から「大学行政管理学会」の実施する研修テーマに応じて職員を派遣しレベルアップに繋げる。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

職員のレベルアップを図るための外部研修については、平成 23 年度は「大学行政管理学会」の実施した「第 29 回九州・沖縄地区研究会」に学務課職員が参加し、大学における防災教育、経営戦略としての学部再編成、企業人の立場から見た大学運営について研修を受けた。研修終了後は、学内の定例会において、資料を配布して研修内容について報告し、情報の共有化を図った。

大学行政管理学会の実施する研修は上記のみであったが、機関リポジトリ新任担当者研修会、私大協九州支部初任者研修会及び中堅職員研修会、大学間連携SD研修会、公的研究費の管理・監査に関する研修会の他、いくつかの説明会、協議会に延べ 20 名の職員が参加し、参加者はいずれも定例会等にて報告を行った。

平成 24 年度は、更に研修内容を精査し、積極的に参加させたい。

3-6. 財務基盤と収支

【改善・向上方策（将来計画）】

全設置校において単年度会計において財務の健全状態を維持するために、入学者を確保し、学生生徒納付金の増収を図ることに最大の努力を傾注する。長期経営計画に掲げた事項の実現に向けて着実に取り組む。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

大学に関しては努力の結果、平成 24 年度入学者も定員を確保した。また、長期経営計画に掲げた事項の実現に向けては、全学的又は担当部署で検討し、年度計画に沿って実行に移している。

【改善・向上方策（将来計画）】

各教員に対し、科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得に向けた申請を促進し、大学としては、各種補助金等の申請を積極的に行う。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

教員に対しては科学研究費補助金への積極的な応募を呼びかけており、平成 23 年度には 6 件申請し 1 件が新規採択された。また、別途 4 件の継続が認められた。さらに、図書館においても、平成 23 年度国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備(CSI)事業の一環である学術機関リポジトリ構築連携支援事業において、本学の「機関リポジトリのコンテンツ拡充事業」が委託事業に採択された。本受託事業は、本学も参加する「鹿児島県学術共同リポジトリ」(大学地域コンソーシアム鹿児島の事業の 1 つ) 経由によって本学が機関リポジトリを構築する上で不可欠な事業であり、平成 23～24 年度にかけて実施する。

組織的には、従来大学改革推進会議内に設置されていた「学生等調査・外部資金導入ワーキング・グループ」を、平成 23 年度から「外部資金獲得委員会」へ改組し強化を図った。しかし、意図したとおりに活動が進まなかった点を反省し、運営会議において、平成

24年度から総務課長が委員長に入手した情報を積極的に伝えることとした。

【改善・向上方策（将来計画）】

寄附金募集については、恒常的に募金を獲得するための方策を学園において検討していく。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

従来、本学園の寄附金は主に特定公益法人としての「所得控除制度」のみであったが、平成23年6月30日に施行された租税特別措置法の一部改正により、学校法人に新たに「税額控除制度」も適用されることになった。

恒常的に募金を獲得することを検討していた本学園は、この新制度も活用すべく文部科学省へ直ちに申請したところ税額控除法人として承認を得た。従来の所得控除に加え一律40%の税額控除も認められたことにより、寄附者及び学園の双方に寄附金をしやすい、受けやすい環境が整えられた。このことにより恒常的な寄附者増加が予想される。

3-7. 会計

【改善・向上方策（将来計画）】

会計処理については、法律及び学園規程を順守し、業務にあたっているが、業務エラーはいつ発生するかわからないので、リスクを取り除く体制を構築していく。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

平成24年4月1日に施行した内部監査規程一部改正時に、関連して監査分類「財務のリスク」を設けた。併せて15のチェック項目を決め、リスクを排除することとした。

【改善・向上方策（将来計画）】

内部監査については、平成23年度中に経理以外の全業務について業務の流れ（フロー監査）を規定化し実施する。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

平成24年4月1日に施行した内部監査規程一部改正の「業務監査」対象事項は、次のとおりである（経理以外）。

1. 各種法令・規程等の遵守及び規程等の整備状況
2. 人事管理及び職場規律の状況
3. 事業計画の実施状況
4. その他業務監査に関する事項

基準 4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

【改善・向上方策（将来計画）】

自己点検・評価は「自己点検・評価プロジェクト」が原案を作成し、それを大学全体で検討するという形態が常態化している。この点について、適切性の観点からの再検討を平成 23 年度中に行う。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

本学における自己点検・評価は、法人が定める自己点検・評価に関する規程及び大学が定める自己点検・自己評価に関する運用規程に基づいて行われており、自己点検・評価プロジェクトが原案を作成し、それを運営会議が大学の点検・評価委員会として最終的にオーソライズするという形態が続いている。このような現行の方式について、自己点検・評価プロジェクトでは、その適切性を検討した。その結果、現行の方式で格別の支障は生じていないと認められるので、当面現行の方式を維持することとし、運営会議の承認を得た（平成 24 年 6 月 13 日）。なお根拠となる規程等に一部訂正の必要性があるので、その点は別途検討することとした（平成 24 年 3 月 7 日）。

【改善・向上方策（将来計画）】

自己点検・評価の周期について検討する。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

自己点検・評価は、平成 4 年以来毎年 1 回行うこととしている。（※注）自己点検・評価プロジェクトで再度検討した結果、この周期は適切であり直ちに改める必要はないとの結論に至った。

（※注）「志學館大学は、平成 4 年に自己点検・評価の関係規程を整備し、年度ごとに点検・評価を実施し学園理事会に報告」することになっている。（志學館大学『外部評価報告書』平成 15 年 11 月、「はじめに」参照）。

4-2. 自己点検・評価の誠実性

【改善・向上方策（将来計画）】

IR 室の機能を充実させる。また、自己点検・評価プロジェクトで、次の事項を検討する。

- ① エビデンスの収集方法及びその質の向上化方策
- ② 自己点検・評価に必要となる調査及び調査結果に関する分析方法

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

現行の IR 室の人員では、教学 IR、経営 IR を実施することが困難なため、当面の間 IR

室は自己点検・評価のエビデンス収集に機能を特化することになった。

IR 室の機能については、平成 23 年度の検討を経て、現行の組織体制と規模から考えて数ある方向性の中から、次回の認証評価に向けてのエビデンス収集に特化した業務を行うことを確認し、平成 23 年 11 月 2 日の合同教授会で報告された（「志學館大学 IR 室の業務内容」）。

自己点検・評価作業で参照される資料としては、総務、学務、入試広報といった事務部署で管理している現状である。これら資料の中には、業務上適時更新されるデータもあり、またその頻度も部署ごとに異なるため、これに相当するデータは IR の収集対象にしないこととした。当面の IR 室は管理運営における委員会、ワーキング・グループなどの活動状況の記録として議事録の集積を通じて、コンテンポラリーに学内で進行する検討過程を留め置く「ドキュメントセンター」としての機能を担うことが、自己点検・評価作業との連携で重要という認識に基づくものである。

4-3. 自己点検・評価の有効性

【改善・向上方策（将来計画）】

自己点検・評価のさらなる活用に向けて大学改革推進会議で議論を行う。

【平成 23 年度における取り組みと今後の課題】

大学改革推進会議では、平成 23 年度中に特段の議論を行わなかった。ただし、自己点検・評価プロジェクトでは、本報告書を作成するにあたり、本学の自己点検・評価の在り方全般について、そのさらなる活用方法も含め協議を行った（平成 24 年 5 月 9 日）。その際、自己点検・評価と本学の事業計画の関係について問題点が指摘された。すなわち、本学の事業計画は、基本的に法人の経営計画（※注）に基づき策定されるので、自己点検・評価において提言された改善向上方策を必ずしも反映していない。また自己点検・評価の評価項目と中期事業計画の項目も対応関係が無いので、自己点検・評価において洗い出された改善向上方策に関する取り組みについての点検・評価と、中期事業計画の進捗状況について年間 2 回行っている達成度評価との間にも関連性が乏しく、教育研究改善のための取り組みが一元化されていない。そこで今後は、両者の関係を明確にして、本学における教育研究改善のための PDCA のサイクルを統合的に構築することが必要であるという共通認識が得られた。

なお中期事業計画は、「自己点検・評価報告書」に示された内容や、認証評価における「基準項目」「評価の視点」などとリンクさせることが、大学の裁量によって可能である。中期事業計画は、長期経営計画に基づいて、3 年ごとを 1 サイクルとして計画を実行しており、平成 24 年度で 1 サイクルが終了する。したがって、2 サイクル目の中期事業計画を平成 24 年度中に策定することになるが、その際に、自己点検・評価の結果を反映させることによって両者が繋がり、PDCA のサイクルが機能することが期待できる。

（※注） 現在は、平成 22 年に策定された第 2 次経営計画「長期経営計画(2010-2015)」が実施されている。

基準5 社会貢献

5-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供し、地域社会に貢献する努力がなされているか。

【改善・向上方策（将来計画）】

新キャンパスでの状況を見極め次第、さらに社会貢献を推進するための組織のあり方を検討する。特に生涯学習センターは鹿児島市での活動を本格的に開始する。

【平成23年度における取り組みと今後の課題】

本報告書の「基準1（1-2）」の箇所而言及したとおり、基本的には移転後1年間の状況を見極めることもあり地域交流推進会議は開催されなかったが、平成24年1月11日の運営会議では、地域交流推進会議を拡大発展させて「地域交流推進センター」とし、この中に生涯学習センターの機能を持たせることなどが検討された。

生涯学習センターの鹿児島市での活動については、正規授業を市民に公開する共修講座や、学校臨床セミナーが鹿児島市の新キャンパスで開講された。また語学講座が、昨年引き続き鹿児島市生涯学習プラザ協働講座として同市内のサンエールかごしまで開講されるなどした。このうち共修講座への鹿児島市内からの参加者は、平成22年度の4名（前期2名、後期2名）から、平成23年度は一気に36名（前期14名、後期22名）と大幅に増えた。しかし一方で、霧島市と始良市からの参加者は平成22年度の31名（前期15名、後期16名）から平成23年度は2名（前期1名、後期1名）に減少した。霧島市や始良市の住民にとっては大学の鹿児島市への移転で、キャンパスが遠くなってしまったことが原因と推測される。鹿児島市での本格的な活動はスムーズに開始できたといえるが、旧キャンパス時代に長年貢献してきた両地域への学習機会の提供という観点からは課題が残った。

このほか地域社会への主な貢献としては、発達支援センターの新設や心理相談センターの活動などが挙げられる。発達支援センターの平成23年度の利用者数は80名で、利用件数は500件に上った。利用者のうち鹿児島市内の居住者は59名を占めた。心理相談センターの利用者数は、平成22年度の119名から平成23年度には158名に増加した。このうち始良・伊佐地域からの利用者は、平成22年度の68名から平成23年度には49名に減少したが、鹿児島市内からの利用者は、平成22年度の35名から平成23年度は一気に50名以上も上回る86名に達した。利用件数も平成22年度の471件から、平成23年度は726件に増加した。